

あなたの声を…

第88号

2020年11月

から 議会だより



甲良東小学校運動会



甲良中学校体育祭

◎議案審議	2
◎予算決算常任委員会・総務民生常任委員会	6
◎監査委員決算審査意見書	9
◎一般質問	10
◎町の元気もの	20

8月3日から12日まで第5回臨時会が開催され、報告1件、議案6件、発議4件を審査し、審査の結果は、可決9件、否決1件であった。

9月2日に第6回臨時会が開催され、令和2年第5回臨時会において議決された議案に係る再議9件が審査され、審査の結果は、可決8件、否決1件であった。

令和2年9月定例会は、9月4日から28日までの25日間の会期で開催し、議案14件、報告5件、同意3件、請願1件、意見書1件、認定10件、発議6件を審査し、審査の結果は、可決20件、同意3件、認定9件、採択1件、不認定1件、否決1件であった。

一般質問は、9月4日・7日に9人、緊急質問は9月24日に1人が行った。

※大町前議員については、7月27日に失職していたことが第5回臨時会後に判明した。このことから9月2日の第6回臨時会において再議にかけられた。

議会の混乱を招いたことについては、大変遺憾であり、町民の皆様には度重なる不祥事で行政や議会の不信感を一層募らせ、大変申し訳ございません。

審議結果

令和2年第5回 臨時会

8月3日～8月12日

全 員 賛 成	
報告第4号	専決処分の報告について
議案第36号	甲良町認可地縁団体印鑑条例
議案第37号	甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第38号	甲良町町税等寄附金条例
議案第40号	令和2年度 甲良町水道事業会計補正予算(第1号)
発議第14号	甲良町シルバー人材センター理事長および事務局長の参考人招致を求める決議(案)

賛否がわかれたもの		議 員 名											議長	結果
		小森	岡田	山田充	山田裕	野瀬	宮崎	丸山	木村	建部	大町	西澤	阪東	
議案第39号	令和2年度 甲良町一般会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—	可決
議案第41号	契約の締結につき、議決を求めることについて(甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	—	可決
発議第12号	甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)	×	×	×	×	×	×	×	△	○	○	○	—	否決
発議第13号	新型コロナウイルス感染症に伴うPCR等検査の抜本的拡充と住民支援策の拡充を求める決議(案)	×	×	○	○	×	×	○	○	○	△	○	—	可決
発議第15号	議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第4号)に対する修正(案)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	—	可決

【賛成は○、反対は×、退席は△、議長は可否同数の場合のみ採決に加わる】

令和2年第6回 臨時会

9月2日

全 員 賛 成	
再議第1号	甲良町認可地縁団体印鑑条例
再議第2号	甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
再議第4号	令和2年度 甲良町一般会計補正予算(第4号)
再議第5号	令和2年度 甲良町水道事業会計補正予算(第1号)
再議第6号	契約の締結につき、議決を求めることについて(甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新)

賛否がわかれたもの		議 員 名										結果	
		小森	岡田	山田充	山田裕	野瀬	宮崎	丸山	木村	建部	西澤		阪東
再議第 3 号	甲良町町税等寄附金条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	－	可決
再議第 7 号	甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (案)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	－	否決
再議第 8 号	新型コロナウイルス感染症に伴う P C R 等検査の抜本的拡充と住民支援策の拡充を求める決議 (案)	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	－	可決
再議第 9 号	議案第 39 号 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算 (第 4 号) に対する修正 (案)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	－	可決

【賛成は○、反対は×、退席は△、議長は可否同数の場合のみ採決に加わる】

令和 2 年 9 月 定例会

9 月 4 日～ 9 月 28 日

全 員 賛 成	
報告第 5 号	専決処分の報告について
報告第 6 号	令和元年度 甲良町財政健全化判断比率の報告について
報告第 7 号	令和元年度 甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第 8 号	令和元年度 甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告について
報告第 9 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 2 項に基づく総務大臣への報告に関する報告について
認定第 5 号	令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号	令和元年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号	令和元年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 11 号	令和元年度 滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定について
議案第 42 号	甲良町住宅新築資金等貸付事業減債基金条例を廃止する条例
議案第 43 号	甲良町特別会計条例の一部を改正する条例
議案第 44 号	甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第 45 号	甲良町税条例の一部を改正する条例
議案第 46 号	令和 2 年度 甲良町一般会計補正予算 (第 5 号)
議案第 47 号	令和 2 年度 甲良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 48 号	令和 2 年度 甲良町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 49 号	令和 2 年度 甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 50 号	契約の締結につき議決を求めることについて (甲良中学校便所改修工事)
議案第 51 号	契約の締結につき議決を求めることについて (甲良東小学校エレベーター設置工事)
議案第 52 号	契約の締結につき議決を求めることについて (小中学校児童生徒用タブレット購入)
議案第 53 号	訴えの提起につき議決を求めることについて (追認)
議案第 54 号	訴えの提起につき議決を求めることについて (追認)
議案第 55 号	甲良町一般会計補正予算 (第 6 号)
同意第 16 号	甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
同意第 17 号	甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
同意第 18 号	甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
意見書第 1 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 (案)
発議第 17 号	甲良町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める決議 (案)

賛否がわかれたもの		議 員 名										結果	
		小森	岡田	山田充	山田裕	野瀬	宮崎	丸山	木村	建部	西澤		阪東
請願第 4 号	甲良町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	－	採択
認定第 2 号	令和元年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	－	認定
認定第 3 号	令和元年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	－	認定
認定第 4 号	令和元年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	－	不認定
認定第 8 号	令和元年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	－	認定
認定第 9 号	令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	－	認定
認定第10号	令和元年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	－	認定
発議第16号	令和2年度甲良町一般会計補正予算（第5号）に対する修正（案）	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	－	可決
発議第18号	（仮称）甲良町南部工業団地予定地の有効活用を求める決議（案）	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	－	可決
発議第19号	事務検査に関する決議（案）	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	－	可決
発議第20号	事務検査に関する決議（案）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	－	可決
令和2年3月 定例会発議第4号	甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	－	否決

【賛成は○、反対は×、退席は△、議長は可否同数の場合のみ採決に加わる】

令和元年度 各会計別歳入歳出決算状況

（単位：万円）

ただし、土地取得造成事業特別会計は円単位

会 計 別	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
一般会計	38 億 5,069	36 億 5,681	1 億 9,388
国民健康保険特別会計	8 億 9,704	8 億 4,605	5,099
下水道事業特別会計	2 億 8,000	4 億 6,576	△ 1 億 8,576
住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,826	1,826	0
土地取得造成事業特別会計	897円	0	897円
墓地公園事業特別会計	53	25	28
介護保険事業特別会計	9 億 275	8 億 9,043	1,232
後期高齢者医療事業特別会計	7,398	7,326	72
水道事業会計	1 億 9,390	1 億 6,945	2,445

※決算額は、千円の位を四捨五入して計上しています。

甲良町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の 事前配布を求める請願

請願者 彦根・愛知・犬上 原発のない社会をつくる会 事務局長 杉原秀典

【請願項目】

甲良町の教育施設など（幼稚園、保育園、小学校、中学校など）に安定ヨウ素剤を事前に配布すること。また、全ての家庭に安定ヨウ素剤を事前に配布すること。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和 2 年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・
内閣官房長官・経済再生担当大臣・まち・ひと・しごと創生担当大臣 様

甲良町議会議長 阪東 佐智男

予算決算常任委員会審査報告

8月7日

本委員会に付託された議案第39号 令和2年度 甲良町一般会計補正予算(第4号)・議案第40号 令和2年度 甲良町水道事業会計補正予算(第1号)を審査し、議案第39号は否決、議案第40号は可決された。
審査経過【要約】は、次のとおり。

◎議案第39号

特別定額給付金3,974万円は、今行すべき事業か、合理性にかなっていないのでは、1人当たりの交付額が字によって違うため差別行政につながる、大きい字は字運営がたいへんであるのに交付額が低い、同じ町に住んでいて差が出る自治会に未加入の世帯が相当数あり、集落のサービスが受けられない人がある。そのような世帯が未把握であるという矛盾をどう説明するのか。

自主防災組織の充実を図り、住民自治が高ま

つていくべきだと考える。地域防災計画の見直しにおいて、自然災害に加え、ウィルス災害も含めていくことから、集落でもその点を考え、適正な事業を行っていくことを想定したもの。集落の協力を得て展開していきたい。
※要綱がないこともあり、今回、取り下げて考え直すべきだ。

◎議案第40号

特に、質疑、意見はなかった。

総務民生常任委員会審査報告

8月7日

本委員会に付託された議案第36号 甲良町認可地縁団体印鑑条例・議案第38号 甲良町町税等寄附金条例を審査し、可決された。
審査経過【要約】は、次のとおり。

◎議案第36号

平成15年以前の町と集落の覚え書きがないということだが。

昔は覚え書きで処理をしていた。町名義になっているものは、地縁団体に登記をするなどが必要になる。町財産の管理が確かでない指摘を受けているため、整理が必要になる。そのため、今後、専門のポジションを作りたい。地縁団体の詳細なマニュアルとなる手引きは作成済みである。

◎議案第38号

第2条(寄附対象者)のなかに、「訴えを提起している者または訴えを提起した者」とあるが、何を想定したのか、「訴訟」のほうが狭義でいいのでは。

地方自治法の書き方に合わせ、「訴訟」から「訴え」に変更した。

総務民生常任委員会審査報告

9月16日

本委員会に付託された令和2年3月定例会発議第4号 甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(案)を審査し、否決された。

議員定数を12人から10人に削減することについて、定数削減すると各常任委員会の構成人数も6人から5人となり、多様な意見聴取や議論が深められない。また、定数が10人になると小さな字から議会議員に立候補するにも難しくなる。今現在、充分成り立っているため、あえて削減する必要はない。

議員定数を12人から10人に削減することについて、今後は現実的ではない。人口減に向かえばより一層町民の意見の吸い上げをする必要がある。

議会改革調査特別委員会でも議題とし、充分議論をしたうえで、必要となればその際に上程してはどうか。

全国的に見て、議員数10人は、人口5,000人を基準としている市町村が多く、町人口が5,000人を割るような段階になれば、削減を考



予算決算常任委員会審査報告

本委員会に付託された議案第46号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第5号)・議案第55号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第6号)および一般会計・特別会計の令和元年度決算について審査した結果、議案第46号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第5号)は否決、議案第55号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第6号)は可決、下水道事業会計決算は不認定、その他の8会計は認定した。審査経過【抜粋・要約】は、次のとおり。

9月10日・11日・24日

一般会計

【歳入の部】

Q 軽自動車税で現年度分の不納欠損があるが時効が成立しているのか。

A 現地調査の結果、建物は存在するが従業員も居ず法人の実態が認められなかったため、即時欠損を行った。

Q 不納欠損の理由に分納誓約に至らなかったとあるが、詰めが甘いのでは。

A 納税者に生活状況の確認等を聞き取りしながら対応をしていた。現在は湖東分室と連携して財産の調査も実施している。

【歳出の部】

【歳入の部】

Q 甲良町まちづくり総合補助金1,529万円について、制度変更により、申請項目が細分化され複雑になったので簡略化に取り組むことや、今後各メニューの限度額の変更について検討していくとの報告だがどうか。

A 甲良町まちづくり総合補助金1,529万円について、業務を委託する入札などは公平公正に保たれているのか。

A 積算は町職員で行い、委託先の業者は関わった業務の入札に入れない仕組みになっている。

A 3年に1度の見直しの方向であり、使い勝手がいいように考えていく。

Q 土木管理費の現場技術員業務委託867万円について、業務を委託

して入札などは公平公正に保たれているのか。

A 積算は町職員で行い、委託先の業者は関わった業務の入札に入れない仕組みになっている。

【国民健康保険会計】

特別会計

◎国民健康保険会計

Q 事業体が県で一本化されたが、問題点や課題は。

A 平成30年度から統一され仕組みが大きく変わった。

Q 保険税が県下で統一される時期と問題点は。

A 各市町の財政状況や基金の保有金額が違うことから、納付金算定の中

でも統一できるところから始めている。平成30年度から財政が県主体になったことにより医療費の増減の影響を財政的には受けなくなった。また、

県からの広域化等支援基金償還金3,000万円について、毎年600万円償還し、令和2年度で返済が終了する。しかしながら、今後は公費も県内で分担する関係で納付金が増額するため、余裕がなくなり計画的に保険料水準を上げていく課題がある。慎重に計画していく。

◎下水道会計

9月4日の本会議で本委員会に付託をされ、9月11日の本委員会審査を行い、その結果、「認定すべきもの」と決定した。しかし、その後、9月24日の本会議におい

て、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく総務大臣への報告に関する報告や、監査委員からの報告の訂正などをう

け、9月24日に本委員会を開催し、再度、下水道事業特別会計歳入歳出決算についての正しい説明を受けた。その内容から、再度審査し、採決の取り直しをする事について委員会でも諮り、可決された。再度審査した結果、「認定しないもの」と決定された。

Q 下水道分担金5万円の未収は、汚水枡の設置工事が7箇所のうち1箇所残っているのか。

A 過年度に設置した汚水枡の負担金である。現在、は町の規則を改正し、汚水枡を設置する前に分担金を納入してもらっている。



Q 打ち切り決算において、資本不足比率が経営健全化基準を超える説明で、地方公営企業法施行令第4条4を当初引用されていたが、全く別の問題だという認識がなかったのか。指導をされているのを見落としたというのが実態か。

A 全く関係がない。3月31日までに、一般会計繰入金等の処理ができていなかったことが原因である。元年度まで支援業務としてコンサルも入っているし、前任からの引継もあつたが処理ができておらず、申し訳なかった。

A 全く関係がない。3月31日までに、一般会計繰入金等の処理ができていなかったことが原因である。元年度まで支援業務としてコンサルも入っているし、前任からの引継もあつたが処理ができておらず、申し訳なかった。

◎土地取得造成会計

Q 令和2年度で本会計が終了し一般会計に移行するが、事業展開され終了に向かつていくことをどう考えているか。

A 普通財産の位置付けになり、令和2年度からは、総務課が引き継いで処理している。財産管理課のような部署で体制を作り、一から整理する必要がある。

◎墓地公園会計

特に質疑、意見はなかった。

◎介護保険会計

Q 給付費が前年と比較して増額しているが、特別な理由があつたのか。

A 本町では、施設入所者が増えるとその分給付費が跳ね上がる傾向があるが、在宅サービス等も上がっている。予防型サービスを早く利用しているが、トータルではサービス給付件数が増えているため増額した。今後は、認知症対策を進めて行く必要がある。

◎後期高齢者医療会計

Q 町長は滋賀県後期高齢者医療広域連合の議員として選出されているた

め尋ねるが、その会議の中で、制度の問題点や課題、制度改革等話し合っていることはあるのか。

A 県全体として運営は問題なく進んでいる。今後、団塊の世代が増えていくことから、医療費が膨らむことについて運営をどうするか問題視されている。会計上は収支のバランスがいい。

企業会計

◎水道会計

Q 有収率が90%台にならない原因と改善策は。

A 漏水が影響している。今後は盗水疑惑がないように水道事業組合に依頼し、メーター交換を行い数字の比較もしていきたい。

◎議案第46号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第5号)

Q 総務管理費の地方創生特別補助金3,900万円について、300万円の設定の根拠は。

A 一律の交付金ではなく補助金として上限を設け、希望する字が補助を受ける方式とし、防災、コロナ対策などに利用できる内容で、防災とともに自治を育てるという意味の補助金でもある。

※防災事業については、町が立案し実施すべきである。字に委託することは自治を育てるうえでは大事だが、防災の点では町が全責任を持ち中心になるべきだ。人口や世帯数に応じた補助額の変更や、PCR検査の補助などを含む修正案の意見が出された。

◎議案第55号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第6号)

Q インフルエンザ予防接種助成事業費補助金の子ども対象は15歳までになっているが、30代、40代でも新型コロナウイルス感染症の発症に気付かず感染を広めてしまうことがあるように、症状が似ているインフルエンザも感染防止のため、15歳から65歳までの年代にも補助できないのか。

A 感染のリスクが高い65歳以上と15歳までを対象にと呼びかける一般社団法人日本感染症学会の提言に基づき、滋賀県も本町も同様の対象にする。

◎住宅新築資金貸付会計

Q 回収業務を弁護士に委任しなくても、町が裁判所を通して支払命令をかける、調停に申し出をする方法で和解に至って



令和元年度歳入歳出決算審査意見書

8月4日・5日・11日の3日間にわたり、令和元年度甲良町一般会計及び特別会計・企業会計の歳入歳出決算の審査を行った。
下水道事業特別会計は、9月17日に再度審査を行った。
【意見書は抜粋・要約】

監査委員

上野 安德 氏
木村 修 氏

一般会計

【歳入】

住宅使用料においては、3か月以上滞納している入居者に対しての明け渡し請求や、適切な管理ができていない住宅への指導、明渡要求の実施、更に、居住実態がなく住宅使用料が未納で適切に管理されていない方への債権回収、明渡要求業務について弁護士委託をするなど、積極的な業務遂行を評価する。今後も引き続き確実な債権回収業務に努められたい。

【歳出】

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は98・7%で、前年度と比べて5・0ポイント悪化した。県から算入項目の変更を指摘され、賃金を含めたことが要因であるが、依然として危機的状況にあり、限られた財源の重点的・効率的な配分や更なる人件費の削減、不要不急の事業見直し等による歳出削減に職員が一丸となって取り組まれない。

特別会計・企業会計

◎国民健康保険会計

平成30年度から広域化に伴い県が国保の財政運

◎下水道会計

営の責任主体であることから急激な医療費増加に伴う財政危機のリスクの回避はできるが、公平な医療を受けるための必要な負担であることを被保険者に十分周知すると共に、適確な賦課徴収と、適正な資格管理や給付事務の適正化に努め、収納率の向上に関係課が連携を図りながら取り組まれない。

収入未済額の増額は、打ち切り決算に際し、令和2年3月31日までに繰入を行うべき一般会計繰入金等が行われなかったことが原因である。

公営企業化に際し、町独自の課題を解決しつつ

健全な経営となるよう努力されたい。

◎住宅新築資金貸付会計

債権回収業務の弁護士委託などを提案してきたが、令和元年度から、その委託を実行し、一定の成果が見られた。

◎土地取得造成会計

それ以外にも、各書類や情報を債務者別に整理し、合法的に債権回収業務が実施できているか確認作業を行うなど着実に債権回収に向けて事務を行った。今後も計画的に事務を遂行されたい。

◎墓地公園会計

今後は当会計の終了および当会計の財産については普通財産として一般会計での管理を行う。財産内容を確認しつつ一元化に向けて整理をしていかれない。

墓地396区画中、171区画が残っている。返還もあることから、現在のニーズにあった墓

地のスタイルや、残地の利用方法も含め検討されたい。

◎介護保険会計

一般会計繰入金の一般会計からの繰入ができていなかった。今後は、確実に処理をされたい。

◎後期高齢者医療会計

また、負担の公平さから、今後は滞納者に対して差押え等を含めた法的措置を執るなど強固な姿勢で臨まれたい。

◎水道会計

制度内容の変更による認識不足での未納が増えないよう制度内容の周知説明を行い、初期段階での窓口説明や電話連絡等の対応に努められたい。

有収率は、水道経営の根幹をなすものであることから、更に水道経営の適正化に向けて、水道水の安定した供給に取り組みと共に、不正取水の防止策に最善を尽くされたい。

結論

審査の結果、決算の計数は正確であり、予算の執行及び財産の管理については、概ね適正に処理されていると認められた。

特に、新型コロナウイルス感染症により、経済情勢が不透明であり、税収等の大幅増は期待できず、更なる高齢化に伴う医療・介護等の給付額の増加や更なる人口減が見込まれ、財源確保の厳しい状況が予想される。

健全な財政運営を確立するためには、危機感を持って適切な職員の配置や効率的な組織の運営など行財政運営の見直しなど、義務的経費等の抑制に努められたい。

職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、職務に専念されることを切望して、令和元年度決算審査の意見の結びとする。

町政のここが知りたい! 聞きたい!

一般質問

一般質問とは、議員の日常活動と調査・研究・住民の声や自身の考え方をもとに、町長などに方針を問うものです。

●小森 正彦 議員 11 ページ
◎本町の基幹産業について問う

●丸山 恵二 議員 12 ページ
◎町の施設管理を問う ◎職員の人事を問う

●建部 孝夫 議員 13 ページ
◎今、町における新型コロナ対策は何か必要か ◎以前の一般質問から問う
・地方創生・人口減少対策の現状は ・職員の定数と人事管理について問う

●山田 充 議員 14 ページ
◎合特について問う ◎（仮称）南部工業団地整備事業の進捗状況を問う

●岡田 隆行 議員 15 ページ
◎呉竹地域総合センターの運営に関する問題について問う
◎地域包括支援センターについて問う

●野瀬 欣廣 議員 16 ページ
◎新型コロナウイルス対策について問う ◎丸善の撤退を受けて

●宮寄 光一 議員 17 ページ
◎8月11日の区長会の内容について問う ・運動公園の環境整備について問う
◎本町のせせらぎタウンアイムの存続と周辺環境の整備について問う

●山田 裕康 議員 18 ページ
◎新型コロナウイルス感染症で休校となった小中学校の教育の現状を問う
◎（仮称）南部工業団地造成事業（池寺地先）について、町の考えを問う
・せせらぎデイサービスが使用されていた場所について問う

●西澤 伸明 議員 19 ページ
◎寄附金条例について問う ◎丸善Kモール店撤退後の対策について問う
・PCR等検査の抜本的拡充に向けて問う

◎印の質問を掲載しています。



小森 正彦 議員

一般質問

問 本町の基幹産業は

答 主に農業と建設業

問 基幹産業について、行政として支援してきたことは何か。

また、建設業を育成する為には、町の建設業に関して工事の大小に関わらず、町内業者のみで入札する規約を設けてはどうか。

答 今までは、できるだけ町内業者が入りやすい評点制度であった。しかし、今年度から、土木では、130万円以上から700万円未満の工事は町内・準町内業者のみに、130万円以下は町内本業者で見積り合わせ入札するよう変更した。

本町独自の指名基準がある。今の段階では一般競争入札、条件付きであるが進めて行きたい。

問 町内で建設業の組合を設立し、管理者を選任させて確実な体制を取っている組合がある。こういった組合を今後、町として育成する考えはあるか。

答 事業協同組合が受注の機会を確保するとなると、現段階では取り扱いについては定められていない。今後、基準から定める必要があると思っている。

※組合は、例えば災害時に町内業者であればすぐに対応できるメリットもある。入札にかけられないような細かな仕事や緊急を要するものも、この組合と町が契約できていれば実行に移せる。前向きに検討を。



一般質問



丸山 恵二 議員

問 町総合公園の管理について問う

答 防犯カメラの設置について前向きに検討する

問 現在、町総合公園には「バーベキュー禁止」「花火禁止」等の看板が設置されているが、多目的室内練習場でバーベキューをしているようだ。先日誰かがバーベキューを行い、機材一式およびゴミ等を持ち帰らず、そのまま放置し、翌日にスポーツ少年団の人が発見したと報告を受けている。また、休日にも関わらず町職員も対応したと聞いている。

答 総合公園には、昨年度、5基の防犯カメラを設置した。多目的室内練習場も映ることになって

いるが、今回は角度の関係で映らなかったようである。
多目的室内練習場の入口には防犯カメラはついていない。今後は、今設置しているカメラの角度を変えるか、入口に新たにカメラを設置するかについて、財政と協議して前向きに検討していきたい。



バーベキューの残骸



総合公園入口

問 職員の人事を問う

答 適材適所の

人材配置に努める

問 職員の人事に関して、最近短期間での人事異動が多いように思う。人材育成のためには、ある程度の期間、経験を積む必要があるのではないかと。また、個々の特性を見極め、適材適所の人材配置を求める。更に、働きやすい職場環境づくりを求める。

答 人事は町長の専権事項であり、基本的には公平な人事を行うことを念頭に置いている。一職場の在職が長くないというローテーションで職場を活性する人材配置を心がけている。一職員が長いと慢性化したり、不祥事につながる事もあるた

め、人事異動によって、前任者の仕事内容をチェックできる。このような観点から、あまり長く一箇所にいないことを心がけている。
また、職員にとって働きやすい職場づくりは非常に重要である。今後は、働きやすい職場づくりを進めるとともに、適材適所の人材配置に努めていく。





建部 孝夫 議員

一般質問

問 今、町における コロナ対策は何が必要か

答 事業者、個人、生活・社会の支援と啓発活動等、そして、新しい生活様式への移行、コロナ後の施策の準備と充実を図る。

② 町の不安を取り除き、安心を与えるため、PCR検査を希望者に町費で受けさせること。
③ 気を緩め、油断することなく、感染予防を訴え、啓発を強化すること。

① 税だけで7、130万円、システム改修で870万円の計8,000万円かかる。国保税と介護保険料は、会計のしくみから、軽減分を一般会計から繰り入れることは好ましくない。また、国の「地方創生特別交付金」を財源に充てることもできないため、10%軽減は見送る。できない。
② 県の基準があり、町単独で踏み出し、先んじてとは決断ができない。県

① 町民の生活支援、地域経済復興・回復支援策第2弾として、税等(町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料)を10%軽減すること。
② 町民の不安を取り除き、安心を与えるため、PCR検査を希望者に町費で受けさせること。
③ 気を緩め、油断することなく、感染予防を訴え、啓発を強化すること。

に要望していく。
③ 啓発広報を常時充実させることが大事。防災行政無線をはじめ、ホームページ、広報を通じて適宜、時宜を得た広報を実施する。
※1 税等の軽減は、今、是非とも必要な施策であり、今後とも要求していく。
※2 PCR検査については、その後、一般会計補正予算(第6号)で計上された。
※3 町の広報・啓発紙が届かない世帯や、無線のない世帯が相当数ある。町の情報が伝わっていない世帯をどうするか。



問 以前の一般質問から、 その検討、実践の進捗を問う

答 研究・調査は進んでいない

① 住居表示に、「甲良町大字呉竹184番地」を「甲良町呉竹184番地」に、「大字」を削除することの検討は進んでいるのか。
来月4月1日施行を目途に検討、準備を進められたい。
② 高校(18歳)までの医療費無料化の検討の進捗はどうか。
これも来月4月1日施行をめざしたいがどうか。
③ 小中学生の学力の現状は。
今年コロナの影響で全国学力テストが実施されなかったため本町の位置がつかめない。
また、授業時間が減ったことに不安を感じているがどうか。

① 研究、調査は進んでいない。遅きに失したが、先ず議会に検討資料を提示し、議会と行政で詰めていきたい。
② 400万円程の財源が必要となり、恒常的に財源が続けられるかを内部検討したい。
③ 中学校では独自に数学と国語の試験を行った結果、正答率が数学で38ポイント、国語で22.9ポイント伸びた。しかし、白紙の回答、設問に答えられない生徒がいた。
東西小学校では、全国学力テストの問題も扱いながら、問題の解き方を教師と一緒に考えている。また、「漢字検定」にも意欲的で、子どもたちの93%が取り組んでいる。

※1 「大字」を削除することは、地方創生につながり、今目的でもある。町民の大多数が望んでいる。
※2 400万円の財源は工夫次第である。
※3 学力が向上していることに安堵している。しかし、白紙回答、問題の解答ができない生徒への「学力保証」の取り組みが必要である。





山田 充 議員

一般質問

問 合特の契約期限は、いつまでなのか

答 し尿編の合理化計画は令和3年度まで
浄化槽の合理化計画は令和7年度まで

問 合特は、何業者と契約しているのか。
また、地元業者はあるのか。

当初の契約の折にはあったが、現在、町内事業者はない。

答 し尿合特は1業者で、浄化槽合特は4業者。そのうち、1業者は重複している。

※し尿合特を、し尿処理とゴミ収集を切り離して、せめてゴミ収集の方だけでも、地元業者を使っていたきたい。

合特（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別処置法）とは
一般廃棄物の処理責任者である町の代行者として許可を受けた、し尿処理業者に対し、下水道の普及に伴い業務量が減少することから、業者の業務安定と、廃棄物の継続的な適正処理を目的に法律に基づき事業の転換や業務を支援するもの。



問 町は、（仮称）南部工業団地予定地をどのようにしようと考えているのか

答 進出企業そのものも含んで開発業者、仲介業者を問わず、公募していきたい

問 国の施設などを、議員で誘致しようと嘆願をしていくように考えているが、それに対して、どのように思うか。

答 開発について、誘致が出来ればと思っている。この前提であれば、どんなでも有効活用できるようにしていただくのは異論はない。よって、議員自らが汗をかいていたいて、お力を貸していただくことについては、町長の私からも逆をお願いを申し上げたい。



奥の丘陵地が開発予定地



岡田 隆行 議員

一般質問

問 呉竹地域総合センターの 運営方針はどうなっているのか

答 前年度も、今年度も方針は変わっていない
町長の方針が変わったわけではない

問 今年度から、呉竹地域総合センターでは、新体制のもとに運営方針が大きく変更されたが、町長の指示のもと変更されたのか。館長独自の考えのもと変更されたのか。なぜ、このコロナの影響で混乱している時期に、呉竹区民に何の説明もなく急に変更したのか理由を。

答 町行政として、職員の職務に専念すること、コンプライアンス遵守、上司の職務命令に従うことの基本が変わったわけではなく、その基本通りに、全職員に取り組むように指示をしている。

その方針については、前年度も、今年度も変わりなく、町長の方針が変わったわけではない。



呉竹地域総合センター

問 地域包括支援センターとは

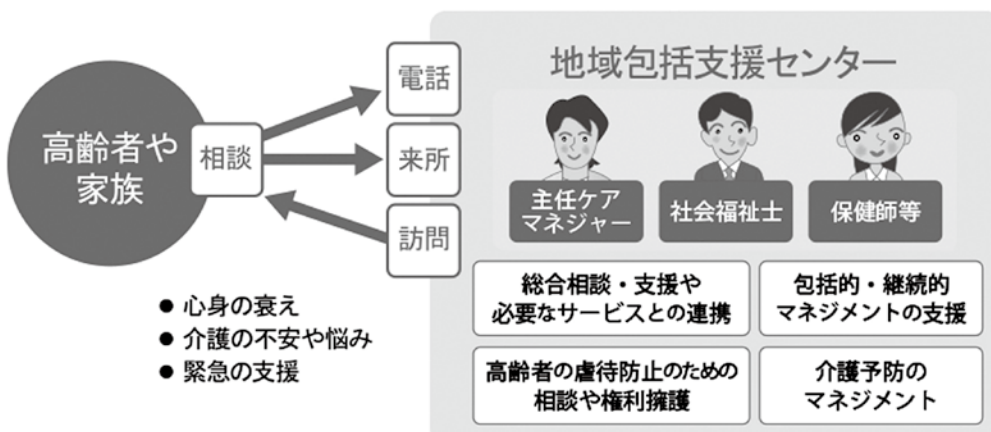
答 町内で生活する高齢者やその家族が、健康を保ち、安定した生活を送ることができるよう必要な援助を行うことを目的に設置運営している

問 本町として、今後の地域包括支援センターをどのような位置づけで検討しているか。近隣では直営ではなく、委託が多くなっているが。

答 地域住民の保健医療の向上および福祉の向上を包括的に支援することが重要。高齢者が、いつまでも元気に楽しく、住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らしをサポートする必要がある。

県内6町は、全て直営で運営。外部委託はサービスの低下につながる可能性が高く、直営を希望する声もある。

全てが直営ではなく、人材確保の面からも委託を検討することは必要と考える。





野瀬 欣廣 議員

一般質問

問 台風等の避難時、 避難所の新型コロナウイルスの対応は

答 県作成の避難所運営ガイドラインに沿って
対応する



問 ① 台風の時期となってきたが、新型コロナウイルスス禍のもと、三密を避けての避難所開設計画は。

② コロナ対応によって高校受験を迎える中学3年生の学習の遅れを心配するが。

答 ① 避難所では三密のリスクが高くなるため、県が作成した避難所運営ガイドラインを参考に対応していく。

まず、総合受付で発熱者・体調不良者を専用スペースへ案内する。居住スペースは1〜2m空け、さらにパーティションを設置して飛沫が飛ばない工夫をする。

避難所における感染対策のチラシを配布する予定である。

②すでに土曜授業をしている。また10月より放課後の補習をすることにより学習の遅れを取り戻す。

問 マルゼンの後の店舗予定は 情報収集と事業者誘致に努める

問 町内唯一の大型スーパーであったマルゼンの撤退をうけて、買い物難民を出さないために、後の事業者予定は。

答 平和堂グループのマルゼンが撤退したことにより、商工会や町も情報発信してきた。

しかし、新設調査をしてきたスーパーもあるが、平和堂が撤退したということで、積極的な進出希望がない状況。

スーパーという線は、非常に厳しい状況であるので、業種業態を新たな方向に向け、情報収集と事業者誘致に努めなければならない。



看板がなくなった旧マルゼン



宮崎 光一 議員

一般質問

問 区長会にて西が丘山林における問題点や課題、要望はなかったか

答 企業誘致を進めたらどうかとの意見があった



西が丘山林

問 8月11日開催の区長会にて、西が丘山林の企業誘致の件について質問があったと聞いているが、その内容と今後の対策は。

答 西が丘山林の工業団地は今どうなっているのか、企業誘致をすることは大変有効と見るが進め

るのか、との意見が数名からあった。その場でも議論があり、区長会からの意見として受け止めて良いか確認したところ、企業誘致に反対の意見も何もなかったため同意を得たと思っている。今後、企業誘致に向けて進める予定。

問 せせらぎタウンアィム横の信号機を点滅や感応式信号に変更できないのか

答 変更には基準があるため

公安委員会と協議する

問 マルゼンの閉店により、出入りの人数が今までと半減するため、マルゼン近くの信号機があまり必要でなくなるのではないか。その場合は、役場前交差点改良時に感応式に変更を考えてはどうか。

答 信号機の設置は公安委員会の管轄になる。その事務局の彦根警察署に確認したところ、現時点では信号機の変更の予定はない。今後の交通量を見て、過去の交通事故の発生状況、交通弱者の保護、交通量、歩行者の横

断需要などの一定の基準と。この基準を警察に確認してもらい、次の協議に入りたい。



せせらぎタウンアィム横の信号機

一般質問



山田 裕康 議員

問 現在の教育現場の進捗状況を問う

答 本年度中に、例年通りの学習が終わるよう授業計画を立てている



中学校前における啓発

問 高校受験のテスト範囲で、変更になっている箇所はあるのか。
また、学校において高校受験に対する対策は。

答 特色選抜および一般選抜の出題範囲が変わっており、3年生で習う内容の一部が除外されている。
また、現在の3年生は2年生の後半から入試対

策として、問題集を用いて毎日計画的に家庭学習に取り組み、10月には学生チューター(学習助言・指導者)による放課後の補習会を開催していきたい。

※本町の子どもたちのために、出来る限りの知恵を振り絞っていただき頑張ってください。

問 現在、(仮称)南部工業団地造成事業は、どこまで進んでいるのか

答 コロナ対応事業や、臨時の配置などで遅れているが、今後、公募に向けて取り組んでいく

問 町長は、造成事業を今後どのようにしていくかと考えているのか。
西明寺とは、この事業を進めることにおいて、どのように考えているのか。

答 甲良町産業集積地整備事業者募集要領案を早く議会に示して、その要領でよければこれを前提として、公募に移っていききたい。
西明寺と連携、協調、情報共有しながら、この事業を進めるという前提を持っている。

※本町にとって、最良のことを見据えて、進めていくてください。



西明寺

一般質問



西澤 伸明 議員

問 寄附金条例で 還付は何を証拠に

答 個別面談など、担当課で保管

問 寄附金条例について、町行政の中でも、肝腎要の税務行政であり財源となる重要課題であり、信頼を取り戻すことが大事だ。着服事件が発覚して以来、徴収と、催告を止めたこと自体が間違いだ。2重払いだと申し出た方に、何を根拠に、どんな証拠を基に還付するのか。明らかにすべきでは。

答 その条例に関しては、裁判中の案件と関連するため、答弁は控える。

基本的には、税務課で個別面談、聞き取りを何度も行い、確認をしながら分類したデータであるので、担当課で保管していることは事実だ。

問 小売店復活の最大努力を

答 協議組織の立ち上げ、とても大事

問 マルゼンに代わり、当初の目的ある「にぎわいの街」復活の努力が必要だと私は思っている。区長や字の老人会など多くの協力で短期間に署名が寄せられた。今後の相談できる協議の枠組みが必要では。

答 「代替店舗を」と、1,025筆の請願署名を受けた。高齢世帯、自転車の方、常時利用される方に不都合が生じている現状だ。本町の商業振興との点からも、何とか早く店が開けられる状態にしたいのが町長である私の気持ちだ。今後、行政と議会だけではなく、具体の協議組織をつくるのは、とても大事だ。しか

し、協議組織が前に進むよう専門家などのアドバイスも必要かと思う。



撤退したマルゼンの跡地



こんにちは！「西明寺」です

鎌倉期創建のはずが柱に飛鳥時代7世紀の画法

甲良町西明寺の本堂（国宝）の柱2本に、計8体の菩薩立像が描かれていることが赤外線撮影で判明したと、広島大学大学院の安嶋紀明教授（日本、東洋絵画史）が発表した。7世紀中



ごろの画法が用いられているといい、同寺が世界遺産の法隆寺金堂（奈良県）に匹敵する「世界最古級の木造建築」の可能性が出てきたという。

奈良文化財研究所の加藤真二企画調整部長は、「世界遺産の法隆寺と同じくらい古いとなれば、大変すごいことだ」また、西明寺の

中野英勝住職は「夢のあるありがたい発見。まずは、しっかりした調査をしてほしい」と話す。

発表した安嶋教授は、「普段、何げなく参拝者が通っていた柱に飛鳥時代の絵が描かれていたのは、驚くべきことだ。鎌倉時代の創建とされてきたことから、当然それより新しい絵が出てくるのだと思っていた」と、想定外の発見に興奮を隠さなかったと、令和2年8月10日の中日新聞に掲載された。



このような素晴らしい発見がされたことは、甲良町にも、大変ありがたいため、これからこの調査を見守っていききたいと思います。

せせらび

編集後記

今年も9月21～30日まで秋の全国交通安全運動が開催されました。日頃皆様は安全運転に心がけていますとおもいますが、今後次の2点が今まで以上に取り締まり強化となります。

1. あおり運転

テレビで何度も放映された東名高速や常磐道の事件を契機に、交通の秩序を乱し重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為として、今年6月30日に法制化され刑罰が強化されています。

2. 横断歩行者等妨害

信号機の無い横断歩道での歩行者が待っているとき、車は一時停止する義務があります。運転免許取得の時、学科試験で頭に入れておいたはずなのに、なぜか8割ほどの運転手が停止しない現状があります。歩行者優先の意識を常に持つてください。

事故につながらないよう心掛けて、譲り合いの精神で悲惨な交通事故が1件でも無くなるよう安全運転をしましょう。

野瀬 欣廣

12月定例会の予定

～議会を傍聴してみませんか～

月 日	内 容	時刻
12月2日(水)	全員協議会	9:00
4日(金)	開会・一般質問	9:00
7日(月)	一般質問(予備日)	9:00
8日(火)	委員会(予備日)	9:00
11日(金)	閉会	9:00

議会の傍聴は事前申し込み不要です。ぜひ、お気軽にお越しください。なお、都合により日程が変更になる場合がございます。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。電話38-5060



会期日程、議会会議録などは、ホームページでも公開しています。

